

## 古物営業法施行細則

発出年月日：平成 21 年 6 月 12 日  
文書番号：沖縄県公安委員会規則第 7 号  
公表範囲：全文

### 改正

平成 28 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 6 号  
平成 30 年 10 月 23 日沖縄県公安委員会規則第 5 号  
令和元年 12 月 10 日沖縄県公安委員会規則第 5 号  
令和 2 年 3 月 24 日沖縄県公安委員会規則第 4 号

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号。以下「法」という。）、古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号。以下「施行規則」という。）、行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成 7 年国家公安委員会告示第 7 号。以下「行商規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (許可をしない旨の通知)

第 2 条 法第 5 条第 3 項の規定による通知は、不許可決定通知書（様式第 1 号）により行うものとする。

#### (行商従業者証等に係る承認)

第 3 条 施行規則第 12 条第 1 項の承認の通知は行商従業者証等の承認通知書（様式第 2 号）、不承認の通知は行商従業者証等の不承認通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

#### (資料の提出要求)

第 4 条 行商規程第 5 条の規定による資料の提出を求めるときは、資料提出要求書（様式第 4 号）により行うものとする。

#### (廃止の届出)

第 5 条 行商規程第 6 条第 1 項の規定による廃止の届出は、作成・交付事業廃止届出書（様式第 5 号）により行うものとする。

#### (承認取消しの通知)

第 6 条 行商規程第 7 条の規定による承認を取消したときの通知は、承認法人取消通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

#### (管理者の解任勧告)

第 7 条 法第 13 条第 4 項の規定による管理者の解任勧告は、解任勧告書（様式第 7 号）により行うものとする。

#### (き損等の届出)

第 8 条 法第 18 条第 2 項の規定による帳簿等をき損等したときの届出は、帳簿き損等届出書（様式第 8 号）により行うものとする。

#### (認定)

第9条 施行規則第19条の7第1項の規定による認定の通知は、古物競りあっせん業者認定通知書（様式第9号）により行うものとする。

2 施行規則第19条の7第2項の規定による不認定の通知は、古物競りあっせん業者不認定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（認定の取消）

第10条 施行規則第19条の10第1項及び第19条の14第1項の規定による認定古物競りあっせん業の認定を取り消すときは、認定取消通知書（様式第11号）により行うものとする。

（指示）

第11条 法第23条第1項又は第2項の規定による指示は、指示書（様式第12号）により行うものとする。

（営業停止命令等）

第12条 法第24条第1項又は第2項の規定による営業の全部又は一部の停止を命ずるときは、営業停止命令書（様式第13号）により行うものとする。

2 法第6条第1項又は第24条第1項の規定による古物営業の許可を取り消すときは、取消処分通知書（様式第14号）により行うものとする。

（盗品売買等防止団体に係る承認等の通知）

第13条 施行規則第24条第1項の規定による承認の通知は、盗品売買等防止団体の承認通知書（様式第15号）により行うものとする。

2 施行規則第24条第2項の規定による不承認の通知は、盗品売買等防止団体の不承認通知書（様式第16号）により行うものとする。

（盗品売買等防止団体に係る資料の提出要求）

第14条 施行規則第26条第3項の規定による報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書（様式第17号）により行うものとする。

（盗品売買等防止団体に係る是正又は改善の勧告）

第15条 施行規則第27条の規定による是正又は改善のため必要な措置をとるべきことを勧告するとき、是正・改善勧告書（様式第18号）により行うものとする。

（盗品売買等防止団体に係る承認の取消）

第16条 施行規則第29条第1項の規定により承認を取り消すときは、盗品売買等防止団体の承認取消通知書（様式第19号）により行うものとする。

（警察本部長への委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な細目は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日沖縄県公安委員会規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月23日沖縄県公安委員会規則第5号）

この規則は、平成 30 年 10 月 24 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 10 日沖縄県公安委員会規則第 5 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 12 月 10 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則、特定任意講習の実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の実施等に関する規則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則、質屋営業法施行細則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則、特定任意講習の実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の実施等に関する規則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則、質屋営業法施行細則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日沖縄県公安委員会規則第 4 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

不許可決定通知書

[別紙参照]

様式第 2 号（第 3 条関係）

行商従業者証等の承認通知書  
[別紙参照]

様式第3号（第3条関係）

行商従業者証等の不承認通知書  
[別紙参照]

様式第4号（第4条関係）

行商従業者証等の不承認通知書  
[別紙参照]

様式第5号（第5条関係）

作成・交付事業廃止届出書  
[別紙参照]

様式第6号（第6条関係）

作成・交付事業廃止届出書  
[別紙参照]

様式第7号（第7条関係）

解任勧告書  
[別紙参照]

様式第8号（第8条関係）

帳簿き損等届出書  
[別紙参照]

様式第9号（第9条関係）

古物競りあっせん業者認定通知書  
[別紙参照]

様式第10号（第9条関係）

古物競りあっせん業者不認定通知書  
[別紙参照]

様式第11号（第10条関係）

認定取消通知書

[別紙参照]

様式第 12 号 (第 11 条関係)

指示書

[別紙参照]

様式第 13 号 (第 12 条関係)

営業停止命令書

[別紙参照]

様式第 14 号 (第 12 条関係)

取消処分通知書

[別紙参照]

様式第 15 号 (第 13 条関係)

盗品売買等防止団体の承認通知書

[別紙参照]

様式第 16 号 (第 13 条関係)

盗品売買等防止団体の不承認通知書

[別紙参照]

様式第 17 号 (第 14 条関係)

報告・資料提出要求書

[別紙参照]

様式第 18 号 (第 15 条関係)

是正・改善勧告書

[別紙参照]

様式第 19 号 (第 16 条関係)

盗品売買等防止団体の承認取消通知書

[別紙参照]

様式等省略